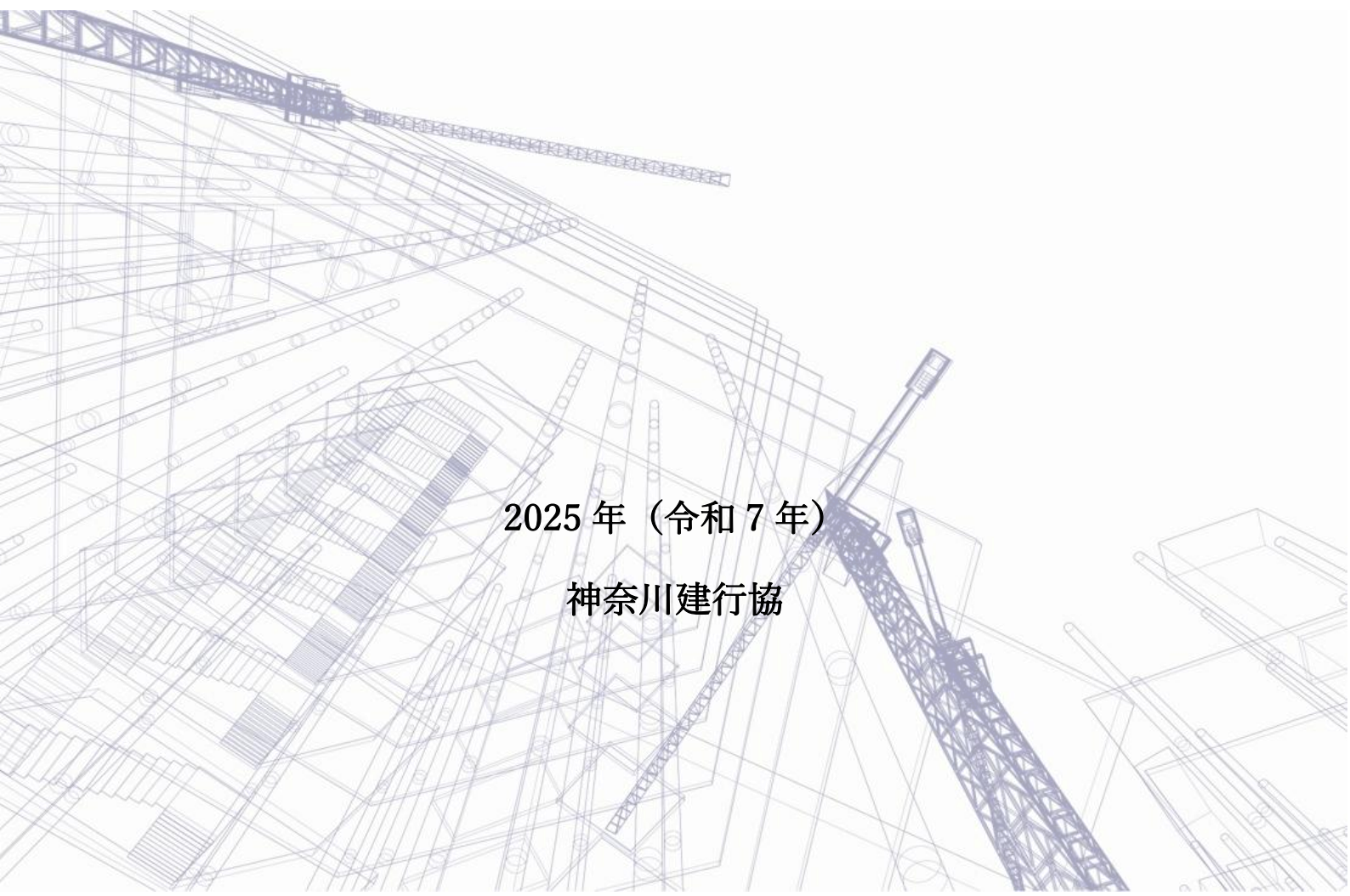


神奈川建行協

創立 30 周年 記念誌

2025 年（令和 7 年）

神奈川建行協



目次

寄稿.....	1
創立30周年に当たって	1
神奈川建行協 創立30周年に寄せて	2
神奈川建行協 創立30周年を迎えて.....	4
沿 革	5
歴代代表	5
事業内容	5
神奈川建行協会則.....	6
総会基調講演会 履歴.....	11
定期研修会 履歴.....	13
行事写真	19
2014年10月 2日 工事現場見学会.....	19
2016年11月10日 秋の公開研修会	20
2016年12月 2日 現場見学会.....	20
2017年 4月 6日 春の公開研修会.....	21
2017年 4月22日 第5回定期研修会.....	21
2018年11月 8日 秋の公開研修会.....	22
2021年 7月 9日 令和3年度定時総会	22
2022年 7月17日 令和4年度マイスター認定	23
2023年 7月 9日 令和5年度定時総会	23
2024年 7月 4日 令和6年度定時総会 懇親会	24

新聞記事	25
建通新聞 1995年 6月 9日	25
建通新聞 2013年 7月25日	26
建通新聞 2014年 7月23日	27
建通新聞 2015年 7月23日	28
建通新聞 2015年 9月 2日	29
建通新聞 2017年 7月11日	30
建通新聞 2018年11月16日	31
建通新聞 2019年 9月19日	32

寄稿

創立30周年に当たって

神奈川建行協 代表 小関 典明



神奈川建行協の前身である神奈川建設関係行政書士協議会は、当時任意団体であった全国建設関係行政書士協議会の世話人会による地域協議会の設立をしようという平成7年の全国的な呼びかけに応えた北海道、新潟とともに神奈川建設関係行政書士協議会(略称:神奈川建行協)として発足しました。その後、神奈川建設専門行政書士協会に改名され、さらに平成24年に神奈川建行協としてその活動を継続してきました。そして今年度、創立から30年の節目を迎えることとなりました。

神奈川建行協は、神奈川県内の建設業産業の発展に協力し、積極的に建設業者の皆さんの建設業許可、経審、入札参加手続に関与することによって行政書士の専門性を高め、会員行政書士の事務所経営を維持・発展させることを目的に活動し、入札・契約実務支援マイスター認定制度を設けて建設分野における行政書士に対する社会的信用の獲得を目指してきました。

私は、平成24年度に代表に就任しましたが、当時は会員数が40名くらいだったと思います。就任の翌年からワイズ公共データ株式会社の協力を得て2ヶ月毎に年6回の3時限カリキュラム(当初は2時限)による定期研修会を開始し、現在まで会員と各種団体の協力を得て継続的に開催してきました。また、同じ平成25年度から秋の公開研修と春の公開研修会として会員拡大を目指して会員外の出席者を得てZOOM参加を含めて7～80名規模で開催してきました。さらに平成25年度から総会に併せて基調講演会を開催し、平成27年度総会からは国土交通省建設業課経営指導係長を講師として招請して毎年度の時期をえたテーマでの講演会を横浜情文ホールにおいて開催してきました。それらの活動の結果、現在110名を超える組織となりました。

建設産業は、社会基盤整備し、地域社会を維持していくために不可欠な産業です。建設産業と共に生き、発展していくためには、建設業関連の行政手続や入札・契約、DXに関する情報・知識の習得は必須です。会員の皆さんには、皆さん自身と事務所の維持・発展のために積極的に参加していただきたいと思います。

私は、令和8年度総会で代表を任期満了し退任する予定ですが、この会がこの先40年、50年と続いていくことを心より願っています。

神奈川建行協は、建設業の未来を共創するために努力をする会です。

神奈川県銀行協会 創立30周年に寄せて

元代表 小出 秀人



かつて、神奈川県銀行協会代表を務めていた小出秀人です。川崎の「工藤」大先生から、歴代代表の思い出話などを書いてくれ、との依頼がありました。凡人は過去に生き、未来を生きるのは狂人であり、英雄は今を生きる、というボナパルトの名言が好きな私には、過去を語るのとは恥すべきことであるとの思いを抱きつつも、大先生からのお願いなので一筆したためることにしました。

全国銀行協立ち上げにも加わった際、各地においても、同様に、建設関連手続きに特化した大御所が結集し、高い次元での建設関連手続きを遂行すべく、情報交換或いは高度な研究をするグループを作ろう、というムードが醸成されました。その結果、神奈川の地においても、多くの顧客を有する6、7人を中心に神奈川県銀行協は結成されました。

当時、経営事項審査の全面改正があり、私は、全国で初めてのシミュレーションソフトを作って、株式会社クリックスを設立し、知人に代表就任を依頼、併せて、建設業関連手続システムを構築(現在のクリックスの建設業ソフト)、そのソフトを全国銀行協と協力し全国の行政書士に販売しました。瞬く間に、件のソフトは全国に普及しました。クリックス社長と私は、ライバルのワイズの動向、情報を収集し、クリックスのソフトを普及させることに腐心しました。懐かしい思い出です。今では、その社長は引退し、私は、ワイズを利用しています(笑)。Yのレーダーチャートの概念、総合診断の文言は、現在でも、当時私が考えた概念、文言と同じです。当時は朝から晩まで経営審査点数計算のことばかり考えていました。

話を神奈川県銀行協会に戻します。代表時には、建設業者も加わってのシンポジウムを開催しました。予め「建設大戦略1999年」を作成し、シンポジウムで配りました。日米構造協議で日本に圧力が加わるなか、ベクテル社が公正取引委員会を動かしていた頃です。当時から、私は、アングロサクソンキャピタリズムによる日本への蚕食鯨呑を憂っていました。件の資料は建設業者による戦略的経営を子細に敷衍し、コンビクション&コア(確信と核心)では、かくしん1.地方分権、かくしん2.PFI、かくしん3.建設CALS等、時代背景に添った問題意識を提起し、そして、Y点の戦略的解析を行い、エレメントとして、Yの着眼点をマクロ的観点とミクロ的観点からアドバイスしています。最後にY点アップの効果的手法を★印(効果の程度)と◎印(実行しやすさ)を解説。可能な限り、アカデミック且つ独創性を意識して執筆しました。

神奈川県銀行協は、多くの顧客を有する少数精鋭の組織という設立趣意は雲散霧消しましたが、それで構わないと思います。組織は変容するのです。ただ、趣意だけ変容し、一部の

人間の思いだけが、組織運営に反映してはなりません。幹部の絶え間ない入れ替えは必須なのではないでしょうか。それと、もっとアカデミックになって欲しいと思います。手引書に載っている内容と行政手続法との整合を常に意識することが肝要です。「手引書」と言う事務取扱要領に拘束されてはなりません。

その為には、全会員が、特定行政書士を取得し、行政手続法を知悉する必要があります。半知半解では行政に言いくるめられてしまいます。是非、建設関連手続きを高度な次元で行える会員の集まりであって欲しいと願うばかりです。

神奈川建行協 創立30周年を迎えて

前代表（現相談役） 工藤 幸弘



神奈川建行協が30周年の佳節を迎えることに大変感慨深いものを感じます。思い起こすと私は今から25～26年前に当会に入会させていただきました。当時はまだ40歳前で諸先輩たちのご威光に圧倒されておりました。私の実務経験は補助者時代をいれて10年ぐらいありましたがまだまだという感じでした。知識はもとより、営業スタンス、料金の設定、補助者との関係性等様々な事務所経営の手法、実務を学びました。

私は、望月先生、小出先生の代表の時に幹事をやらせていただき全国建行協の研修にも積極的に参加することが出来ました。当時は、総会、年2回の研修がベースとなっており少数精鋭的で、親睦団体の感がありました。また、小出代表の時に会員の顧客をお呼びしてシンポジウムを開催し大変に盛況だったことが懐かしい思い出です。

2回目の望月代表のあとに私が6年間代表をやらせていただきました。会員数は30名ぐらいでしたか？あまり積極的な活動もできず会員さんには不憫をおかけいたしました。私の思いとしては何とか神奈川建行協の存続を考え、小関先生に三顧の礼をとり代表に就任していただきました。その後の会員数の増大、人材の輩出、研修の充実ぶりは目をみはるものがあると思います。

さて、建設業関連手続きは30年前と比べ申請の種類はさほど変わらないのですが、申請方法が電子化に移行、申請内容も時代に即して煩雑化しているように思います。身近で言えば建設業許可の審査基準が時代共に変化し建行協のような任意団体で仲間を作りお互い情報交換したり、また、本会等でなかなかできない研修を開催しスキルアップできる環境が整っているように思えます。一方、行政書士として手続きが秀でている方は多々いらっしゃいますが、建設業コンサルができる先生は少ないと思います。建行協の入札・契約実務支援マイスター認定はコンサルの一步として大変良いものと思います。

私もあと何年行政書士をやっていくのか考える時が多々あります。事務所の継承も常に念頭にあります。まあ、業務をやっている以上は何とか種々の改正等にもついていけるよう努力するつもりです。それには神奈川建行協は強い味方と思います。

この度は30周年おめでとうございます。月並みではありますがお祝のご挨拶とさせていただきます。

沿 革

平成 8 年 4 月 「神奈川建設関係行政書士協議会」として発足
平成 14 年 7 月 「神奈川建設専門行政書士協会」へ名称変更
平成 24 年 7 月 「神奈川建行協」に名称を変更
平成 26 年 7 月 入札・契約実務支援マイスター制度創設
令和元年 8 月 行政書士建設キャリアアップシステム研究会発足

現在に至る

歴代代表

平成 8 年 4 月～平成 12 年 6 月	望月 昭男
平成 12 年 7 月～平成 14 年 6 月	小出 秀人
平成 14 年 7 月～平成 20 年 6 月	望月 昭男
平成 20 年 7 月～平成 24 年 6 月	工藤 幸弘
平成 24 年 7 月～現在	小関 典明

事業内容

経営と技術に優れた建設業者を支援するため、会員をはじめ行政職員やコンサルティング会社などを講師に招き、研修会や講演会を開いています。

「経審実務研究」・「入札契約制度の実務」（令和 2 年度）

「建設業法逐条研究」・「入札契約制度の実務」（令和 3 年度）

「DX 及び商取引・電子契約や許可、経審の電子化、CCUS」・「財務分析」（令和 4 年度）

「経審実務研究」・「入札・契約で必要になる周辺知識」（令和 5 年度）

「建設業法逐条研究」・「入札契約制度の実務」（令和 6 年度）

などの年間テーマに沿った定期研修会を年 6 回開催しているほか、非会員も参加できる年 2 回の公開研修会、毎年 7 月の総会後に行う基調講演などを通じて会員間で理解を深めています。

神奈川建行協会則

前文

我々は、建設業関連業務を取り扱う神奈川県内の行政書士の有志で構成し、建設業関連業務に関する研修・研鑽、研究及び業務実践を行う専門家集団を目指すものである。

建設産業は、もっとも古くから存在し続けてきた産業の一つであり、我が国の産業構造上最も重要な産業であると位置づけられている。

我々は、建設産業に関する行政課題が山積する中で、行政書士に求められている、或いは将来求められるであろう事柄について、建設業関係法令を中心に行政書士としての専門的立場から研究、研鑽し、個々の行政書士事務所における業務において実践することによって、建設業に関連する業務分野における行政書士のマーケットを確立し、もって行政書士法第1条に掲げられた制度目的の達成に寄与することを目指すものである。

我々は、自由闊達な意見交流の場から専門的知見に基づく情報・知識を交換し、資料収集・分析を通じて専門的、個別的課題を調査・研究してより高度な業務知識を研鑽、習得して、実践することにより行政書士としての新たな地平を拓いていきたい。

我々は、志を同じくしてこの集団に集った仲間の連帯と信頼を何よりも尊重し、参加者の総意で自主的・民主的に運営される集団であり、一般社団法人全国建行協及び全国各地に存在する同様の趣旨に基づいて組織されている協議会や研究会等との連携・協調を保持し、交流をすることによって相互の資質を高め、行政書士制度及び建設業に関する諸制度の発展に寄与したい。

我々は、単に行政書士制度のためだけに存在するのではなく、建設産業行政及び建設産業界の進歩・改善の一助になることによって広く社会の健全な発展に貢献することを希望する。

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、神奈川建行協(以下「この会」という)と称する。

(目的)

第2条 この会は、前文に掲げた理念に基づき、建設業関連の行政手続を通じて建設業界の健全な発展に寄与し、建設行政と建設業界のパイプ役として業務の改善進歩及び会員相互の連帯協調を図り、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建設業関連法令に関する調査、研究、研鑽に関すること
- (2) 建設業関連の行政手続に関する資料の収集、調査、分析、研究・研鑽に関すること
- (3) 会員相互の連絡調整、親睦に関すること
- (4) 関係官公署並びに神奈川県行政書士会との協力に関すること
- (5) 各種建設業者団体との協力に関すること
- (6) 一般社団法人全国建行協及び同趣旨で組織された行政書士の地域集団との連携、協調に関すること
- (7) その他、この会の目的を達成するための事業

(主たる事務所)

第4条 この会に事務局を置き、この会の主たる事務所は、事務局長となる者の事務所所在地とする。

- ② この会の主たる事務所を前項と異なる所在に置く必要のあるときは、役員会の承認を経て代表が指定する所在地に置くことができる。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、神奈川県行政書士会の会員であって現に建設業関係業務に従事している者で、自主的にこの会への参加を希望する者とする。

(入 会)

第6条 この会の趣旨に賛同し参加を希望する者は、入会申込書を提出し、役員会の承認を経て会員となる。

- ② 前項による役員会の承認があったときは、入会申込者は直ちに所定の入会金及び年会費を納めなければならない。

(退 会)

第7条 退会は、次の場合による。

- (1) 本人より退会の申し出があったとき
 - (2) 神奈川県行政書士会会員でなくなったとき
 - (3) この会の秩序を乱し、又は名誉を傷つけた場合で、役員会の3分の2以上の除名決議があったとき
- ② 会費を所定の期日までに支払わず、当該期日の属する会計年度内に未納を継続したときは、前項の規定にかかわらず当該会計年度の終了時に退会したものとみなす。

第3章 総 会

(総 会)

第8条 この会の定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。総会の招集は、代表が行う。

(表 決)

第9条 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、表決は、出席者の過半数をもって行う。この場合、委任状提出者は出席者とみなし、表決は受任者の表決権に加算する。

(議決事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること
- (2) 決算の承認及び予算の決定に関すること
- (3) 会則の改定に関すること
- (4) 役員の選任及び解任に関すること
- (5) 総会又は役員会が審議することを適当と決定した事項

(議 長)

第11条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

第4章 役 員

(役 員)

第12条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 2名以内

(役員の選任及び任期)

第13条 代表及び監査は、会員のうちから役員会が推薦し総会で選任する。

- ② 副代表及び幹事は代表が指名し、総会の承認決議を経て選任する。
- ③ 事務局長は、副代表及び幹事のうちから役員会において選任する。
- ④ 第1項の代表を選任することのできる者は、選任が行われる総会に現に出席している会員とする。
- ⑤ 役員の任期は、就任後2回目の定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第 14 条 代表はこの会を代表し、会の運営を総理する。

- ② 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- ③ 事務局長は、この会の事務を統括する。
- ④ 幹事は、この会の運営に参画する。
- ⑤ 監査は、この会の会計を監査し総会に報告する。

(役員会)

第 15 条 役員会は、代表、副代表、幹事をもって構成し、代表が招集し議長となる。

- ② 役員会は、文書又は通信回線、インターネットを利用して行うことを妨げない。
- ③ 役員会は構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- ④ 表決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(顧問・相談役)

第 16 条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 17 条 この会の会計年度は、5 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日までの年 1 期とする。

(事業年度)

第 17 条の 2 前条の規定にかかわらず、この会の事業年度は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。尚、会計年度終了後の 5 月、6 月分の予算は予め前会計年度予算に計上するものとする。

(入会金の額)

第 18 条第 6 条 2 項の入会金の額は、金 1 0, 0 0 0 円とする。

(会費)

第 19 条 会費は年 1 2, 0 0 0 円とし、当該年度分を 6 月 3 0 日までに納入しなければならない。途中入会の場合は、月割りとする。

- ② 前項の会費は、会員の口座から自動引落の方法により徴収することができる。
- ③ 納入された入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(特別会費)

第 20 条 この会は、必要な場合に役員会の承認を経て特別会費を徴収することができる。

(決算及び予算)

第 21 条 役員会は、毎事業年度終了後速やかに前年度の決算書及び事業報告書を作成し、監査を受けた上で総会の承認を受けるものとする。

- ② 事業計画及び予算は、代表が作成し総会の承認を受けなければならない。ただし、役員改選時については、役員会で推薦する代表予定者が作成するものとする。

第 6 章 雑 則

(規定)

第 22 条 役員会は、この会の活動を円滑に遂行するため、必要に応じて各種規定を制定することができる。

附則

1. この会則は、平成 24 年 7 月 13 日より施行し、同日、神奈川建設専門行政書士協会の会則を廃止した。
2. 平成 27 年 7 月 17 日一部改正（第 17 条 2 を追加）
3. 令和 4 年 7 月 8 日一部改正（第 13 条③号は、元「事務局長は、副代表のうちから役員会において選任する。」）

総会基調講演会 履歴

回数	開催 年月日	総会 基調講 演	講師	肩書等	テーマ	時間	会場	参加 者数
1	H25.7.20	第 18 回 定 時 総 会 基 調 講演	小関典 明	神奈川建 行協代表	入札契約適正化法、 公共工事品確法から 国土強靱化法	15：30～ 17：00	産業貿易セン ター地下会議 室	40
2	H26.7.17	第 19 回 定 時 総 会 基 調 講演	川縁 健二様	横浜市財 政局公共 施設事業 整備課長	横浜市における総合 評価方式入札制度に ついて	15：30～ 17：00	神奈川県行政 書士会大会議 室	54
3	H27.7.17	第 20 回 定 時 総 会 基 調 講演	内藤 寧俊様	国交省建 設業課経 営指導係 長	担い手三法改正に伴 う経審審査基準の改 正について	15：30～ 17：00	県民センター 2F ホール	66
4	H28.7.15	第 21 回 定 時 総 会 基 調 講演	在間 将伍様	国交省建 設業課経 営指導係 長	建設業法一部改正の 内容と今後の建設業 法改正動向について	15：30～ 16：45	横浜市社会福 祉センターホ ール	69
5	H29.7.14	第 22 回 定 時 総 会 基 調 講演	在間 将伍様	国交省建 設業課経 営指導係 長	今後の建設業法、経 審制度改正の動向に ついて	15：15～ 16：45	横浜情報文化 センター情文 ホール	79
6	H30.7.13	第 23 回 定 時 総 会 基 調 講演	田島 啓人様	国交省建 設業課経 営指導係 長	建設産業政策 2017 +10 後の取り組み について	15：15～ 16：45	横浜情報文化 センター情文 ホール	59
7	R1.7.12	第 24 回 定 時 総 会 基 調 講演	田島 啓人様	国交省建 設業課経 営指導係 長	建設業法一部改正に ついて -許可制度、 技術者制度を中心に -	15：00～ 16：35	横浜情報文化 センター情文 ホール	104

回数	開催 年月日	総会 基調講演	講師	肩書等	テーマ	時間	会場	参加 者数
	中止	第 25 回 定時総 会基調 講演	第 25 回総会がメール及びグーグルフォームでの実施のため、基調講演会は実施できなかった。					
8	R3.7.9	第 26 回 定時総 会基調 講演	本多 秀成様 森本 晋吾様	国交省建 設業課経 営指導係 長 国交省建 設業課法 規係長	令和 2 年 10 月 1 改 正の建設業、押印廃 止、経審改正などこ れからの建設産業政 策について	15 : 00～ 16 : 45	zoom による オンライン研 修形式	96
9	R4.7.8	第 27 回 定時総 会基調 講演	今村 隆輔 様	国交省建 設業課経 営指導係 長	「経審改正、許可・ 経審の電子申請化な どこれからの建設産 業について」	15 : 00～ 16 : 35	横浜情報文化 センター情文 ホール	108
10	R5.7.7	第 28 回 定時総 会基調 講演	今村 隆輔 様	国交省建 設業課経 営指導係 長	経審改正、許可・経 審の電子申請及びこ れからの建設産業	15 : 00～ 16 : 35	横浜情報文化 センター情文 ホール	78
11	R6.7.4	第 29 回 定時総 会基調 講演	安井 智哉 様	国交省建 設業課経 営指導係 長	経審改正、許可・経 審の電子申請及びこ れからの建設産業	15 : 00～ 16 : 35	横浜情報文化 センター情文 ホール	90
12	R7.7.3	第 30 回 定時総 会基調 講演	安井 智哉 様	国交省建 設業課経 営指導係 長	人手不足時代におけ る働き方改革などこ れからの建設産業	15 : 00～ 16 : 35	横浜情報文化 センター情文 ホール	75

定期研修会 履歴

回	日付	1 時限目 問題提起者	内容	2 時限目 講師	内容
平成 25 年度					
1	8 月 24 日	小林 千恵美	建設業法逐条研究(序章・第 1 章 総則)	(株)ワイズ	公共工事事務手順の流れ 施工前準備①
2	10 月 26 日	大西 孝幸	建設業法逐条研究(第 2 章 一般許可)	小関 典明	前回ワイズ研修の復習作業ほか
3	12 月 19 日	広瀬 幸一	建設業法逐条研究(第 2 章 特定許可)	(株)ワイズ	施工前準備② 施工管理①
4	2 月 15 日	海老澤 祥司	建設業法逐条研究(第 3 章 請負契約)	小関 典明	前回ワイズ研修の復習作業ほか
5	4 月 26 日	石井 亜由美	建設業法逐条研究(第 3 章 の 2 紛争処理)	(株)ワイズ	施工管理② 施工終了～竣工検査
6	6 月 28 日	佐藤 史	建設業法逐条研究(第 4 章 施工技術)	小関 典明	前回ワイズ研修の復習作業 まとめ
平成 26 年度					
1	8 月 30 日	大野 佐由理	建設業法逐条研究(第 4 章 の 2 経審)	(株)ワイズ	総合評価方式計算方法の実務
2	10 月 25 日	小松 昇	建設業法逐条研究(第 4 章 の 3 業者団体)	小関 典明	第 1 回目の復習他
3	12 月 12 日	山本 毅	建設業法逐条研究(第 5 章 監督)	(株)ワイズ	ISO9000s の概要と認証取得について
4	2 月 14 日	望月 亮秀	建設業法逐条研究(第 6 章 中建審等)	小関 典明	第 3 回目の復習他
5	4 月 25 日	村 政利	建設業法逐条研究(第 7 章 雑則)	(株)ワイズ	工事成績評点の逆算と対策ほか
6	6 月 27 日	國井 和夫	建設業法逐条研究(第 8 章 罰則)	小関 典明	総合評価方式のまとめ

回	日付	1 時限目 問題提起者	内容	2 時限目 講師	内容
平成 27 年度					
1	8 月 22 日	小 関 典 明	建設業許可実務研究（許可の基本事項）	(株)ワイズ	公共工事請負契約について
2	10 月 24 日	山 田 和 興	建設業許可実務研究（業種と工事経歴書）	小 関 典 明	前回ワイズ研修の復習作業ほか
3	12 月 17 日	安 達 弘 樹	建設業許可実務研究（経管証明書ほか）	(株)ワイズ	実行予算・工程表の作り方
4	2 月 27 日	千 葉 哲 平	建設業許可実務研究（技術者制度）	小 関 典 明	前回ワイズ研修の復習作業ほか
5	4 月 23 日	高 橋 秀 治	建設業許可実務研究（財務諸表）	(株)ワイズ	施工管理（電子納品の実際）
6	6 月 25 日	高 木 聖 子	建設業許可実務研究（各種変更届）	小 関 典 明	前回ワイズ研修の復習作業 まとめ
平成 28 年度					
1	8 月 27 日	小林 千恵美	経審実務研究（経審俯瞰）	小 関 典 明	公共工事入札・契約制度について
2	10 月 22 日	村 田 恵	経審実務研究（経営状況分析）	小 関 典 明	入札・契約適正化法の解説
3	12 月 16 日	村 上 倫 子	経審実務研究（技術者と担い手育成）	小 関 典 明	公共工事品確法の解説
4	2 月 25 日	太 田 修	経審実務研究（完工高と契約書等）	小 関 典 明	入札制度(総合評価方式他)の解説
5	4 月 22 日	藤田 麻衣子	経審実務研究（社会性）	(株)ワイズ	総合評価方式計算方法の実務
6	6 月 24 日	(株)ワイズ	経審実務研究（シミュレーション）	小 関 典 明	入札・契約制度のまとめ

回	日付	1 時限目 問題提起者	内容	2 時限目 講師	内容
平成 29 年度					
1	8 月 26 日	小 関 典 明	建設業許可実務研究（制度俯瞰）	小 田 靖	建設工事の施工監理について
2	10 月 21 日	駒 井 達 雄	建設業許可実務研究（許可業種）	小 関 典 明	建設工事に関する用語の解説
3	12 月 15 日	木 村 健 人	建設業許可実務研究（人的要件）	小 田 靖	建設図書（図面、仕様書等）の解説
4	2 月 24 日	高 田 純 行	建設業許可実務研究（財産的基礎）	(株)ワイズ	実行予算・施工計画・工程表の解説
5	4 月 28 日	道 下 純	建設業許可実務研究（工事経歴書）	小 関 典 明	建設機械器具の解説
6	6 月 23 日	島 村 泰 子	建設業許可実務研究（財務諸表）	小 関 典 明	建設業の施工監理まとめ
平成 30 年度					
1	8 月 25 日	小林 千恵美	経営事項審査制度の歴史とあらまし	小 関 典 明	公共調達制度のあらましと制度改革
2	10 月 26 日	中 條 義 人	経営事項審査の仕組み	望 月 亮 秀	キャリアアップシステムについて
3	12 月 15 日	清 水 直	経営状況分析について	小 田 靖	ICT、AI 施工の概要
4	2 月 21 日	宮 城 彩 奈	完工高、技術力評価について	西 尾 吉 一	労働安全衛生法の概要
5	4 月 26 日	蛭 川 奈 美	社会性評価について	小 関 典 明	建退共制度の概要と事務手続き
6	6 月 22 日	石 田 知 行	客観点(総合評点)と主観点について	小 田 靖	道路使用・占用許可申請手続の実際

回	日付	1 時限目		2 時限目	
		問題提起者	内容	講師	内容
令和元年度					
1	8 月 31 日	畠 中 初 恵	建設業法逐条研究(序章・第 1 章 総則)	小 田 靖	入札参加資格認定申請の概要
2	10 月 26 日	大 橋 真 行	建設業法逐条研究(第 2 章 一般許可)	東日本建設 保証	公共工事における前払い保証と履行保証
3	12 月 20 日	根 布 浩 光	建設業法逐条研究(第 2 章 特定許可)	小 田 靖	建設工事請負契約と標準契約約款
4	2 月 15 日	橋 本 智 志	建設業法逐条研究(第 3 章 請負契約)	望 月 亮 秀	解体工事業登録、電気工事業登録
5	4 月 25 日		中止		中止
6	6 月 27 日		中止		中止
令和 2 年度					
1	8 月 29 日	山 本 毅	経営事項審査制度の仕組みとあらまし	小 関 典 明	公共工事における入札・契約制度の概要
2	10 月 24 日	清 水 泰 輔	経営状況分析について	小 関 典 明	入札・契約制度を巡る法体系について
3	12 月 11 日	黒 河 明 広	完工高評価と契約書等について	駒 井 達 雄	民法請負契約と建設工事請負契約について
4	2 月 27 日	須 田 靖 香	技術者制度と技術力評価について	小 田 靖	公共工事の入札・契約～施工管理の流れ
5	4 月 24 日	横 山 沙 紀	社会性評価と担い手の育成確保について	望 月 亮 秀	『いのち貢献度指名競争入札制度』の解説
6	6 月 26 日	下 田 益 子	総合評点(P 点)の算出方法について	小 関 典 明	令和 2 年度 2 時限目のまとめ

回	日付	1 時限目 問題提起者	内容	2 時限目 講師	内容
令和 3 年度					
1	8 月 21 日	大野 佐由理	建設業法概観－総則と全 体のつかみ	小 関 典 明	公共工事における入札・契約制度の 概要
2	10 月 16 日	西 村 康 章	建設業許可制度-1- 許可 区分と業種	藤田 麻衣子	入札・契約の流れと実務内容につ いて
3	12 月 17 日	齋 藤 光 宏	建設業許可制度-2- 許可 基準等	(株)ワイズ	総合評価方式入札等各種入札方式の 解説
4	2 月 17 日	岩 崎 直 子	工事請負契約と紛争処理	小 田 靖	公共工事の施工管理の流れと実務支 援
5	4 月 16 日	小 松 昇	施工技術と担い手の育成 確保について	小 田 靖	公共工事の工事成績評価と影響につ いて
6	6 月 18 日	高 木 木 夢	行政監督および罰則につ いて	小 関 典 明	入札・契約のまとめ
令和 4 年度					
1	8 月 20 日	小 関 典 明	建設産業における DX の 展開について	(株)ワイズ	建設業財務分析の基礎
2	10 月 15 日	畠 中 初 恵	電子商取引の基礎知識	(株)ワイズ	収益性分析
3	12 月 9 日	築 山 祐 子	電子契約書のシステム	(株)ワイズ	安全性活動性分析
4	2 月 18 日	中 條 義 人	CCUC の電子申請	(株)ワイズ	許可・経審電子申請システムへの対 応
5	4 月 15 日	山 本 毅	建設業許可、経審の電子 申請	(株)ワイズ	生産性、成長性分析
6	6 月 17 日	小 田 靖	ICT 施工の実際	(株)ワイズ	財務分析の基本的手法

回	日付	1 時限目 問題提起者	内容	2 時限目 講師	内容
令和 5 年度					
1	8 月 26 日	藤田 麻衣子	経審制度のあらましと総合 評価値の計算	小 関 典 明	入札参加資格認定申請と入札制度
2	10 月 21 日	元木 ひとみ	経営規模 X とは	東日本建設 業保証	前払い保証と履行保証
3	12 月 15 日	大 橋 真 行	経営状況分析 Y の解説	小林 千恵美	建退共と中退金制度について
4	2 月 17 日	宮本 あすか	技術力 Z とは	黒 河 明 広	建設キャリアアップシステム概観
5	4 月 20 日	高 橋 秀 治	社会性等 W その 1	小 田 靖	技術者制度 現場専任の捉え方他
6	6 月 22 日	駒 井 達 雄	社会性等 W その 2	(株)ワイズ	ISO,エコアクションと総合評価について
令和 6 年度					
1	8 月 24 日	酒 井 光 代	建設業許可制度の概要に ついて	小 関 典 明	建設関連周辺業務の概要と行政書士
2	10 月 19 日	西 脇 裕 子	許可区分の考え方と実務 について	森 重 竜 一	産業廃棄物処理業
3	12 月 14 日	宮本 あすか	許可、変更届の電子申請 について	小 田 靖	建設リサイクル法と解体工事業
4	2 月 15 日	潮 田 和 美	許可業種と工事経歴書の 作り方	安 達 弘 樹	電気工事業者登録と届出
5	4 月 19 日	沓 掛 由 恵	営業所、経営、専技とは 何か	國 井 和 夫	建築士事務所登録
6	6 月 21 日	下 田 益 子	決算書の見方と財務諸表 の作り方	小林 千恵美	宅地建物取引業免許

行事写真

2014 年 10 月 2 日 工事現場見学会



2016年11月10日 秋の公開研修会



2016年12月2日 現場見学会



2017 年 4 月 6 日 春の公開研修会



2017 年 4 月 22 日 第 5 回定期研修会



2018 年 11 月 8 日 秋の公開研修会



2021 年 7 月 9 日 令和 3 年度定時総会



2022 年 7 月 17 日 令和 4 年度マイスター認定



2023 年 7 月 9 日 令和 5 年度定時総会



2024 年 7 月 4 日 令和 6 年度定時総会 懇親会



建通新聞 1995 年 6 月 9 日

新

通

建

〈第三種郵便物認可〉

神奈川建行協が発足

代表幹事に望月氏

業者、行政のハイプ役へ

建設業に関する専門的業務研究および業務実践をめざす専門化集団「神奈川建設関係行政書士協議会」（略称・神奈川建行協）が九日、横浜駅西口の横浜国際ホテルで設立総会を開き、発足した。総会には県下で建設業関係の業務を主としている行政書士四十一人のほか、来賓として斎藤文夫、石渡清元（代理・夫人）の両参議院議員、長谷川信・県行政書士会長、三佐藤忍・全国建行協代表世話人（代理・小関典明副代表世話人）らが出席。会則や七年度事業計画・予算を決めたあと、幹事十人、監事一人の役員を選任した。

設立総会風景

代表幹事に「実務者集団として、建設業選任された望月昭男氏は、コンサルタント的要素を持ちながら建設業者と建設行政とのハイプ役を務めていきたい」と抱負を述べた。

「われわれは、建設業界を取り巻く一連の厳しい環境を説明したあと

望月昭男氏

また、発足を機会に「われわれの本来『県行政書士会』や『全国建行協』との連携・協調関係を今まで以上に綿密にしていきたい」と強調した。

今年度は情報ネット（FAXネット）の構築、建設工事現場研修会、建設業に

関する理論研修会などを実施していく、としている。選任された役員は次の通り（敬称略）。

美（平塚市）
▽幹事 片山和江（横浜
市鶴見区）、小出秀人（同
中区）、山下政行（同泉
区）、小高正和（鎌倉市）、
眞達格（藤沢市）、大戸敏
勝（相模原市）
▽監事 阿部恒久（横浜
市栄区）

（横浜市南区）
▽副代表幹事 二上洋一
（横浜市保土ケ谷区）、米
山洋子（同南区）、戸田雅

<第三種郵便物認可>

事業計画に定期 研修会など盛る

神奈川建行協が総会

神奈川建行協（小関典明代表）は20日、第18回定時総会を開き、入札契約制度の実務知識習得を目指した定期研修会の開催を盛り込んだ事業計画と予算を可決した。

小関代表「写真」は、「公共工事では、技術と経営に優れた建設業者のみ生き残ることができる環境に移行している。われわれ行政書士もやがては建設関係許認可申請などの書類作成業務だけでは事務所の維持が厳しくなる」と危機感を



表した。新規事業として、行政書士の業務範囲の拡大を目標とした入札契約制度や総合評価方式の実務知識習得の定期研修会開催を報告。「顧客のニーズに応えられるよう、より一層努めよう」と呼び掛けた。

2013年度は、定期研修会の開催や、会員拡大を目的とした建設業関連の教養的セミナーの開催、一般社団法人化に向けた調査などに取り組む。

入契制度で小関 代表が基調講演

神奈川建行協（小関典明代表）は20日、「入札・契約制度における実務知識の習得」をテーマに研修会を開き「写真」小関代表が基調講演を行った。



小関代表は、研修会の目的について、「人手不足に陥っている建設業界で、入札・契約に関する実務をアウトソースしたいというニーズの高まりや、総合評価方式の導入促進によるより一層の声に応えていくことは、建設関係業務を行う行政書士にとっての責務」と語り、今後予定している定期研修会への積極的な参加を促した。

当日は非会員も含め約40人が参加。会計法・地方自治法の原則、入札・契約適正化法、建設業法、公共工事品確法、総合評価方式、国土強靱化基本法案の概要などを説明した。

定期研修会は、第18回定時総会で決定した新規事業。今後、隔月で研修会を開く。

総会

数字の
月日
開催
は

総合評価事務を支援

神奈川建行協

神奈川建行協（小関典明代表）は、横浜市中区の産業貿易センタービルで定時総会を開いた。2013年度事業報告と決算報告、14年度事業計画と予算を審議し、原案どおり承認した。任期満了に伴う役員改選では、小関代表を再選

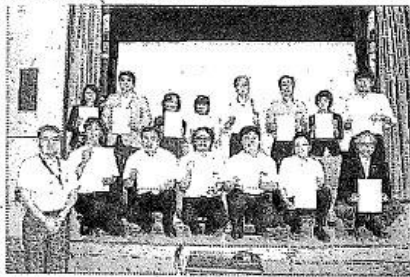


した。副代表3人は新たに工藤幸弘氏を選出。蒲池節子、石田知行の両氏を再任した。冒頭、小関代表は2年前の代表就任から取り組んできた定期研修会などを振り返るとともに、担い

手3法の成立によって建設業界を取り巻く環境が大きく変化することから「これからの建設業をきちんととらえ、われわれの方向性を考えていきたい」とし、総合評価方式の拡大など「事務支援が必要な企業に対して何を支援できるのか。われわれもプロとして学び、研さんしていかないといけない」と述べ、定期研修会への積極的な参加などを呼び掛けた。写真。事業計画では、定期研修会（6回）、公開研修（3回）などを実施し、建設業法や総合評価方式な

ど入札・契約制度の実務に関する情報・知識・技能を習得する。この成果を踏まえ、研さん・研究内容を公表し、県内中小建設事業者に具体的な支援のあり方などを提案し、神奈川建行協をアピールしていく。

また、総会終了後には、横浜市財政局公共施設・事業調整課の川縁健二担当課長を講師に迎え、「横浜市における総合評価方式入札制度について」をテーマに、総合評価方式の基本的運用や技術資料の作成などを学んだ。



神奈川建行協（小関 典明代表）は17日、第20回定時総会を開き、各種研修会や現場見学会などを盛り込んだ2015年度事業計画と予算を承認した。総会後、6月に実施した「入札・契約実務支援マイスター」認定制度の審査試験合格者15人に認定書を交付した。写真。

小関代表は、「私たち

入札・契約実務支援で マイスター15人に認定書を交付

神奈川建行協

経営の永続性が求められている。入札・契約実務支援マイスター認定者を中心に新たなマーケットを開拓し、顧客である建設業者の信頼を獲得につなげるとも

はプロの事務専門職者として、許可・経審・指名参加資格認定申請などの業務を切り口に、入札契約制度において事務支援を通じて新たな市場の獲得、事務所

に、建設産業に根付いた行政書士として活動を展開していきたい」と抱負を述べた。

15年度は、入札・契約の実務業務に直結する実践的な情報・知識・技能の習得に向けた定期研修会、非会員も含めた公開研修会、北海道建行協をはじめ他都道府県建行協や建設業法研究会らとの交流会などに取り組む。

その後、「担い手3法改正に伴う経審審査基準の改正」について国土交通省土地・建設産業局建設業課の内藤寧俊経営指導係長が基調講演を行い、非会員を含め約80人が受講した。

神奈川建行協

公開研修会に100人参加



神奈川建行協（小関代表）は5日、横浜市内で春の公開研修会を開き、会員・非会員合わせて約100人が参加した。

小関代表「写真」は、入札契約制度の研究や入札契約実務支援マイスター制度の創設など事業内容を報告し、「今後、経営事項審査などの制度が2018年度をめどに大きく変わる可能性がある。講習会やセミナーに参加することで積極的に新しい情報を入手し、業務に生かしてほしい」と話した。

研修会では、会員の國

井和夫氏が「建設業と産廃処理業」をテーマに講演した他、小関代表が「建設関係業務の広がり」と題して講義し、行政書士に期待される役割などを紹介した。また、建設業新規申請に関する相談対応をより実践に近い形でロールプレイング形式で行った。

神奈川建行協

秋の公開研修に70人



神奈川建行協（小関典明代表）は8日、横浜市内で秋の公開研修会を開き、会員・非会員合わせ70人が受講した。小関代表は、初めて参加した非会員の受講者に向け、「当会は2カ月に一回の定期研修会や現場

見学会などを通じて建設業全体を把握しながら、建設業者の皆さまへのサポートや支援を研究している団体」と紹介し、入会を呼び掛けた。

研修会では、会員の望月亮秀氏が講師を務め、「建設業法改正の動向」をテーマに講演し写真。

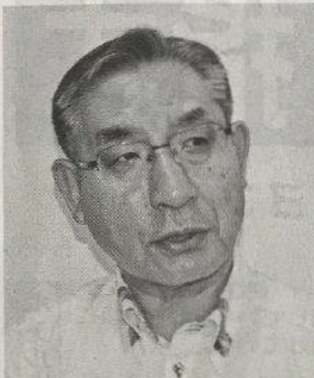
国土交通省が3月に策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」や、中央建設業審議会・社会資本整備審議会による「基本問題小委員会の間とりまとめ」を踏まえ、「長時間労働の是正」や「処遇改善」「生産性向上」「地域建設業の持続性確保」の4項目の実現を目指した、国の新たな施策を説明。それに伴い建設業者が必要とする支援業務について解説した。

また、建設業許可新規申請に関してロールプレイ形式で講習した他、神奈川県建設業許可手引書を使い申請書作成の実践体験を行った。

CCUS研究会を発足

神奈川建行協

小関 典明代表に聞く



インタビュー

建設業者の支援強化へ

「入札・契約実務支援
マイスター制度」とは

「建設業者の方々に入札
アビールするために創設し
期末に行う予定だ」

「顧客である建設業者の
認識は

「入札の入り口部分に相
当する入札参加資格認定
の申請」までは行政書士の
仕事として認識されてい
る」

「個別案件の入札参加や

「事業者登録は割と簡単
ずだ」

「研究会は、CCUSの
実務的な対応で建設会社を
支援するため、行政書士の
知識向上や登録実務能力の
習得などを目的に発足させ
た。登録実務についても、
やはり書類作成作業が先行
するので、そこをどう支援
できるかが鍵になる」

「研究会の活動を通じて
行政書士がCCUS登録業
務も手掛けられることを広
くPRするとともに、行政
書士の新しいビジネスモデ
ルを確立していきたい。担
い手確保という建設業界の
課題解決にも貢献できるは
ずだ」

建設業の許可取得、経営事項審査の書類作成・申請などの業務を行う行政書士。週休2日制や残業時間の削減といった働き方改革への対応や建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入など建設業界を取り巻く環境が激変する中、最近では身近なアドバイザーとして行政書士を活用するケースが増えているという。

こうした中、神奈川県内で建設業を専門に行っている行政書士団体「神奈川建行協」は、2014年に創設した「入札・契約実務支援マイスター制度」に続き、今期よりCCUSの登録業務を担うための「行政書士建設キャリアアップシステム研究会」を発足させた。これらの事業を通じた「新たなビジネスモデルの確立」に挑む小関典明代表に、その目的や今後の展望を聞いた。

（聞き手は横浜支局・栗田涼）

た認定制度だ」

「新・担い手3法に適用
した、もう一歩先の支援
を目指し、2カ月に1回開
催している定期研修会で建
設業の実務や法令について
理解を深めた上で、審査試
験を実施する。合格者には
マイスター認定証を交付し
ている。現在の資格保有者
は15人。定期研修会も6年

保証会社に対する前払金保
証などの書類の作成、工事
を行う際の道路使用許可な
ど、もっとお手伝いできる
業務があると思うが、その
辺の認知が行き届いていな
いのが現状だ」

「また、週休2日制や残
業時間の削減に取り組まな
ければならないものの、多
忙な現場業務と併せて書類
作成に追われているのでは
ないか。そこはわれわれも
書類を作るプロなので力に
なれると確信している」

「さらに、入札でCCU
S登録が加点要素になるの
で、ますます行政書士の必
要性は高まってくると思っ
た」

「特にゼネコンの下請け
に入っている中小・零細企
業は早急な対応が迫られて
いる中、実際は「誰に相談
していいかわからない」と
いうのが現実だと思ってい
る。そこは行政書士の存在
をもっとアビールする必要
がある」